

大磯町国民健康保険条例の一部を改正する条例

大磯町国民健康保険条例（昭和34年大磯町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の大磯町国民健康保険条例第13条の規定は、この条例の施行の日以後の行為から適用し、同日前の行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和6年8月30日提出

大磯町長 池田 東一郎